

【事実の概要】

(1) カナダにおいては、アルコール飲料の輸入は連邦政府の法律により規制されているが、その販売と流通に関しては州政府が立法する法律により規制されることが同国の憲法により決められている。各州には「アルコール飲料庁」(liquor boards)と呼ばれる州単位のマーケティング機関が存在し、これが当該州におけるアルコール飲料の販売・流通を専ら独占している。かかる制度の目的は州の歳入拡大のために利潤を最大化すること、倫理上及び健康上の理由からアルコール飲料の乱用・悪用を防止すること等にあるとされている。

(2) 「アルコール飲料庁」(以下、「飲料庁」と略す)は、詳細は各州で異なるものの、飲料の基礎価格に上乗せするマークアップ、割引率、州内で販売するためには必要条件となるリストへの掲載(listing)等で輸入された飲料よりも国内産の飲料を優遇するものであった。ECはかかる飲料庁の措置は輸入品に対する差別であり、ガットの第2条、第3条、第11条、第17条に違反しているとした。更に、ECはカナダがガットの第24条12項に言う「とるべき妥当な措置」をとっておらず、本来ECに生じるべき利益が無効化ないしは侵害されているとしてパネルによる審議を要求した。

(3) 1979年の東京ラウンド終結の際、カナダは州政府の意向として差別的な販売規制を撤廃し、輸入品により高くかけられているマークアップを低くするかあるいはこれを廃止することを内容とする陳述書をECに送付していたが、EC側は右陳述書でなされた約束が実行されていないことも問題とした。

(4) 本件に関しては、ECが1984年6月にカナダに対しガット第23条1項に基づく協議を要求したが、右協議では解決に至らず、1985年2月にパネルの設置を求めた。この要求は1985年3月12日の理事会で合意され、米国、スペイン、ニュージーランド及び豪州がパネルに対する意見陳述の権利を留保した。

(5) パネルの付託事項は1986年2月の理事会で発表されたが、パネリストの人選では時間を要し、パネルの構成が発表されたのは同年12月の理事会においてであった。パネルの議長にはHaran大使、他Contestabile氏(スイス)、Vigano書記官(在ジュネーブ・アル

ゼンチン代表部)の三人が選任された。

(6) 同パネルは合計6回会合し、1988年2月にその報告書が締約国に配布され、同年3月のパネルでこれが採択された。

(7) 1988年12月の理事会で本件紛争当事国は紛争が解決したことを締約国に報告した。その中で、カナダは外国製品に対する差別的な販売規制を全て停止すること、ビールに対するマークアップの超過分を凍結すると共に、ワインについては7年から10年で、スピリッツについては直ちにこれを撤廃することとを約束した。1988年に調印された米加自由貿易協定でカナダが米国に与えた自由化のレベルと同等の自由化をその他の国にも供与することとしたが、米国はかかるカナダのコミットメントが未だ実施されていないとして、1990年6月29日ガット第23条1項に基づき二国間協議を要求した。

【報告要旨】

(1) 1979年の州政府の意向を表明した陳述書をめぐるカナダとECとの書簡の交換は、国家貿易対象品目についての関税譲許上の義務について規定した第2条4項の内容に変更を加えるものではない。

(2) 第2条4項のもとでは譲許品目に国家独占によりマークアップが課せられる場合、国内製品に課せられるマークアップを超えるものであってはならない。価格面でマークアップに格差をつけざるを得ない場合にはこれを正当化するような理由を示す義務は輸入国側にある。しかるに、本件においては輸入されたアルコール飲料に国内産飲料に課されたマークアップを上回るものが課されていることについて追加的コストによっては十分に正当化されない。よって、かかるマークアップの賦課は第2条4項に違反している。

(3) 第11条についての注釈に「輸入制限または輸出制限は、国家貿易の運用によって実施される制限を含む」とあることから、飲料庁による外国産飲料の販売制限は、それ自体は輸入に対する規制ではないもののやはり第11条1項の規定に違反している。

(4) 他方、パネルは販売規制が第17条1項(b)に違反しているかどうか、また、販売規制及び輸入品に対する超過のマークアップが第3条4項あるいは第3条2項に違反しているかどうかについては判断しないこととする。

(5) 第24条12項については、ある締約国が同規定を遵守しているか否かについて決定する権限をガットが有していることを確認する。カナダは、上記(1)から(3)の点につきパネルよりも狭義に自らの義務を解釈していることから、カナダはかかる義務の遵守を確保する

上でとり得る妥当な措置をとる義務を果たしていないとパネルは判断する。他方、州政府がガット規定を遵守していないことが明白な無効化ないしは侵害に当たるかどうかについてはパネルは判断しないこととする。

【解説】

本件パネルはカナダの州政府に付与されている権限と連邦政府のガット上の義務との関係をめぐるものであるが、同様の問題を取り扱った「金貨に対する小売り税の差別的適用に関するパネル」とは異なり、その報告書は審議された最初の理事会で採択された。これは、確かに時間を多くかけているということもあるが、それ以上にいみじくも採択の際にカナダが発言しているように、このパネルが極めて慎重にカナダにとってデリケートな憲法問題を取り扱ったことによるとと思われる。（"FOCUS GATT NEWSLETTER, No. 54, April, May 1988, page 1）

パネルに対する付託事項の中でパネルが審議すべき問題点は大きく分けて二つあった。一つは、カナダ各州の飲料庁がとっている措置がガットの規定に合致したものかどうかであり、ガット上は第2条（譲許表）、第3条（内国民待遇）、第11条（数量制限の一般的廃止）、第17条（国家貿易企業）との整合性如何が争点となった。

もう一点は、カナダがガット上の義務を遂行したかどうかであり、具体的には第24条12項にいう「地方政府によるガットの遵守を確保するため、とることができる妥当な措置」をカナダの連邦政府が講じたかどうかであった。

以下では、問題となった措置ごとにパネルの議論を見ることにしたい。

（1）マークアップ

まずパネルは、カナダの譲許表が全ての輸入アルコール飲料について関税譲許をしていることからマークアップに格差のあることが第2条に合致しているかどうかを検討する。カナダは、輸入品に国産品より高いマークアップが課せられるのは運搬や流通の追加的コスト、並びに「利益の適正なマージン」(reasonable margin of profit)により正当化されると反論し、東京ラウンドの際にECに対し送付した州政府の意向を伝える陳述書によりECの理解も得られているはずと主張した。

これに対しパネルは、右陳述書が第2条4項にあるように当事国の間の「別段の取り決め」に当たるかどうかを審議する。パネルは、右陳述書についてカナダが同国の法的立場

をこれが拘束するものではないことを強調していることに注目、同陳述書が第2条4項のもとでのカナダの権利と義務に何等影響を与えるものではないと判断する。しかも、この陳述書が東京ラウンド終了時の公式文書の中にも入っておらず、締約国団にも通報されていないことから、同陳述書が第2条4項にいう「別段の取り決め」には該当せず、従って、ガット譲許表にアルコール飲料を含めたことから生じるカナダの義務には何の変更も生じないとした。その上で、パネルは輸入品に対してより高く課されるマークアップは、それが輸入品のマーケティングに必然的に伴う追加的コストの範囲においてのみ第2条4項のもとで正当化されるとし、かかる追加的コストが必然的なものかどうかについての举证義務はカナダ側にあるとした。

(2) 販売拠点及びリスティング (LISTING)に関する制限

ECはかかる規制は第3条4項、第11条、第17条に違反していると主張していた。パネルはまず第11条に照らして右規制を審議する。

カナダは、上記の措置が州レベルの措置であり、製品の「輸入」(importation)に付随したものではないことから、第11条にいう「制限」(restrictions)には該当しないと主張した。しかし、パネルはガットの第11条から第14条までと第18条に関する注釈に、「輸入制限」または「輸出制限」は国家貿易の運用によって実施される制限を含むとあることに言及、これを重視するとした。つまり、製品の輸入に影響を与える制限と輸入された製品に影響を及ぼす制限とは通常一般協定においては区別されているが、輸入と国内市場における流通について独占を享受している企業体の場合はその企業体の意志決定によりいずれの制限も効果を有するものとなりうるので、かかる区別はあまり意味を持たなくなるとの判断をパネルは示した訳である。

かくして、パネルは上記の措置は第11条1項にいう「その他の措置」により効果を有する制限と観念されるべきであり、右条項の義務に反するものと結論づけた。

第11条に対する義務違反が立証されたために上記制限について他の条文との整合性如何を審議する必要はなくなったが、パネルは本件のように国家貿易の企業体が輸入においても国内市場での流通においても独占している場合にはかかる企業体はガット第3条4項の適用対象となりうるとの議論に賛意を示した。この点については、パネル報告が採択された理事会において日本がかかるパネルの解釈に合意できない旨発言している(“FOCUS” No. 54, page2)。

(3) 第24条12項上の義務について

パネルに対して与えていた付託事項の第2の点、つまり「カナダは一般協定のもとの義務を履行したのか否か」については、パネルは以下のように判断した。まず、カナダが全ての妥当な措置を講じたかどうかの判断を行う唯一の権威(authority)はカナダ政府にあると主張したのに対し、パネルはカナダが締約国団に対しとり得る全ての妥当な措置を講じたことを証明する必要があるとした上で、カナダが第24条12項のもとの義務を履行したか否かについて判断するのは締約国団であると結論づけた。

次にパネルは、カナダが自ら考える範囲においてはとり得る措置を全てとったと主張していることにつき、連邦政府当局が各州の飲料庁に遵守させようと努力していた規定は同当局が解釈していた規定であって、本件パネルが上記(1)や(2)にあるように解釈した規定ではなかったとした。従って、カナダ連邦政府が各州の飲料庁にかかる規定の遵守を確保するためにこれまでとった措置は全てではなく、故にカナダは本条項に定められている義務を履行していないことになる結論づけた。

他方パネルはカナダ政府がおかれている状況に鑑み、飲料庁の慣行を一般協定と整合性のあるものにするために講ずるべき措置については「妥当な期間」(a reasonable period of time)が与えられるべきとして、パネル勧告の実施についてカナダ国内の内政上の困難に配慮した形となった。

(渡 邊 頼 純)